

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第16号に掲げるいか玉漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
いか玉漁業	2	定めなし	和共第1号共同漁業権漁場区域	3月1日から 6月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 加太漁業協同組合に所属する組合員
	1		和共第4号共同漁業権漁場区域		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 和歌浦漁業協同組合に所属する組合員
	2		和共第5号共同漁業権漁場のうち、海南市漁業協同組合下津支所の行使できる区域		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 海南市漁業協同組合下津支所に所属する組合員
	8		和共第17号共同漁業権漁場のうち、紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所の行使できる区域		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所に所属する組合員
	2		和共第17号共同漁業権漁場のうち、紀州日高漁業協同組合戸津井支所の行使できる区域		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 紀州日高漁業協同組合戸津井支所に所属する組合員

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
いか玉漁業	5	定めなし	和共第17号共同漁業権漁場のうち、紀州日高漁業協同組合大引支所の行使できる区域	2月1日から6月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 紀州日高漁業協同組合大引支所に所属する組合員
	1		和共第21号共同漁業権漁場内のうち、紀州日高漁業協同組合美浜町支所の組合員が第二種共同漁業権を行使できる区域		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 紀州日高漁業協同組合美浜町支所に所属する組合員
	1		和共第24号共同漁業権漁場内 ただし、和共第30号共同漁業権漁場と重複する部分を除く		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 紀州日高漁業協同組合南部町支所に所属する組合員
	3		和共第17号共同漁業権漁場のうち、所属漁業協同組合の行使できる区域及び和共第18号共同漁業権漁場		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 由良町漁業協同組合に所属する組合員
	3		和共第20号共同漁業権漁場のうち、所属漁業協同組合の組合員が行使できる区域		1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 比井崎漁業協同組合に所属する組合員
いかのしば漬け漁業	3		和共第8号共同漁業権漁場のうち、湯浅湾漁業協同組合唐尾支所が行使できる区域	3月1日から6月30日まで	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人 3 湯浅湾漁業協同組合唐尾支所に所属する組合員

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる条件を付けることがある。

操業区域	許可又は起業の認可の条件
和共第1号共同漁業権漁場区域	1 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。 2 いか籠は50個を超えて使用してはならない。 3 いか資源の維持に配慮すること。
和共第4号共同漁業権漁場区域	4 漁業調整上必要があるときは、さらに条件を付けることがある。 5 許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、許可を取り消す対象となるので、あらかじめ休業期間を定め届け出ること。
和共第5号共同漁業権漁場のうち、海南市漁業協同組合下津支所の行使できる区域	
和共第17号共同漁業権漁場のうち、紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所の行使できる区域	1 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。 2 漁業調整上必要があるときは、さらに条件を付けることがある。 3 許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、許可を取り消す対象となるので、あらかじめ休業期間を定め届け出ること。
和共第17号共同漁業権漁場のうち、紀州日高漁業協同組合戸津井支所の行使できる区域	
和共第17号共同漁業権漁場のうち、紀州日高漁業協同組合大引支所の行使できる区域	
和共第21号共同漁業権漁場内のうち、紀州日高漁業協同組合美浜町支所の組合員が第二種共同漁業権を行使できる区域	
和共第24号共同漁業権漁場内 ただし、和共第30号共同漁業権漁場と重複する部分を除く	
和共第17号共同漁業権漁場のうち、所属漁業協同組合の行使できる区域及び和共第18号共同漁業権漁場	
和共第20号共同漁業権漁場のうち、所属漁業協同組合の組合員が行使できる区域	
和共第8号共同漁業権漁場のうち、湯浅湾漁業協同組合唐尾支所が行使できる区域	1 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。 2 操業期間終了後はしばを撤去すること。 3 漁業調整上必要があるときは、さらに条件を付けることがある。 4 許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、許可を取り消す対象となるので、あらかじめ休業期間を定め届け出ること。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月15日から令和7年6月16日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとする。